

～令和7年12月2日以降の限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証の交付について～

**マイナ保険証を利用して医療費が高額になる場合、**

**限度額適用認定証の交付は行いません。**

限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証について、従来は事前に当組合に申請し交付された証を医療機関等の窓口に持参していただく必要がありました。※オンライン資格確認が導入された医療機関等では、窓口で限度額区分を確認できることから自己負担が限度額までとなり、事前申請による限度額適用認定証の準備が不要となります。

また、資格確認書で受診される方で医療費が高額になる方も、※オンライン資格確認が導入された医療機関等での受診であればオンラインで限度額情報を確認でき、限度額適用認定証が不要となる場合がありますので、事前に医療機関等にお問合せください。

ただし、非課税所得の方で限度額適用・標準負担額減額認定証の利用が必要な方は、当組合にて登録等の必要がありますので、当組合窓口までお問合せいただきますようお願いいたします。（お問合せ先電話番号は下記をご参照ください。）

**※オンライン資格確認が導入された医療機関等とは…**

オンライン資格確認システムという、受診者の健康保険資格をオンラインで確認できるシステムを導入している医療機関を指します。それらの医療機関では、マイナンバーカードのICチップまたは資格確認書の記号番号等により、オンライン上で健康保険の資格情報を確認することができます。厚生労働省HP内に導入医療機関・薬局の一覧が掲載されています。

下記リンクをご参照いただくか、受診される医療機関でご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

ご不明点がございましたら、お問合せください。

大阪府建築健康保険組合 業務課 TEL：06-6942-3624 （平日9：00～17：00）